



平成 22 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長兼
最高執行責任者 (COO) 秋本 道弘
(コード番号 4767 : 東証一部)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役兼執行役員管理本部長
木村 元
電話 03-5777-1888

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 5 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 22 年 9 月 24 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役の任期に関する事項

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります。

(2) 補欠監査役に関する事項

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の規定を新設することとし所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 23 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>第 35 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社は会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>
<p>第 37 条～第 51 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 51 条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

定時株主総会開催日 平成 22 年 9 月 24 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 22 年 9 月 24 日 (予定)

以 上